

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のことについて、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

記

町道日並左底線道路築造工事（その1）の変更について

令和7年5月9日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 21 日

時津町長 山 上 広 信

工事請負契約の変更について

町は、町道日並左底線道路築造工事（その 1）の変更について下記のとおり決定する。

1. 契約金額の増額 4, 869, 700 円
2. 契約の相手方 長崎県長崎市金堀町 44 番 7 号
折田建設工業 株式会社
代表取締役 山口 浩生

「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 1 項の規定に基づき、専決処分する。